

自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県南部農林土木事務所長 山本 彰裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により車両の賃貸借に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、賃貸車両を常時正常な状態で稼働しえるよう乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（賃貸借物件）

第2条 乙は、項に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、車両の登録番号及び車台番号は納車後に確定するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、契約期間は、令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

2 令和9年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額または削除があった場合、甲は当該契約の一部または全部を解除することができるものとする。

（賃借料）

第4条 賃借料は、総額_____円（月額_____円×36ヶ月）とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税総額は、_____円とする。）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（消費税額等）

第5条 甲は、賃借料に係る消費税および地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は_____とする。

（燃料代）

第7条 第2条の車両に要した燃料は、甲の負担とする。

（料金の請求、支払）

第8条 乙は、毎月末日において甲の確認を受けて、料金を甲に請求する。

2 甲は、乙から前項による正当な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

- 3 乙は、甲が自己に帰すべき事由により賃借料の支払を遅延した場合は、甲に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。

（公租公課）

第 9 条 乙は、賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金を負担するものとする。

（車両の引渡）

第 10 条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、速やかに甲に引き渡すものとする。

（車両の瑕疵）

第 11 条 車両の引渡しにおいて当該車両に瑕疵があるときは、甲は、乙に対し改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもってその瑕疵の改善を行うものとする。

（車両の使用、保管）

第 12 条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって賃貸借車両を使用し、保管するものとする。

- 2 賃貸借車両の使用及び保管方法等が適当でないと認められる場合は、乙は、甲に対し必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、善良なる管理者の注意義務に従い運転に支障の無いよう日常の点検を実施するものとする。

（車両の維持管理及び修理等）

第 13 条 乙は、車両の安全走行を確保するため、次の点検及び修理を実施するものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備、車検整備等の法定の点検整備
- (2) 法定点検に準じてなされる点検整備
- (3) その他通常の使用等に伴う車両の消耗品等の交換
- 2 乙は、前項の定期点検整備を実施する場合は、事前に甲へ連絡し、搬入場所及び日時等について甲乙調整して行うものとする。
- 3 車両の整備及び修理は、原則として乙が実施するものとし、緊急その他やむを得ない事情により甲が実施する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

（修理費負担）

第 14 条 前条第 1 項の規定にかかわらず次に該当する場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

（車両の保険）

第 15 条 乙は、本契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車損害保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 新車購入価格（免責金額 0 円）
- (2) 対人賠償責任保険 無制限（自賠責保険含む）（免責金額 0 円）
- (3) 対物賠償責任保険 無制限
- (4) 搭乗者傷害責任保険 1,000 万円以上（1 名につき）

(契約の解除)

第 16 条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(不当介入に関する通報・報告)

第 17 条 乙は、本契約に関して、自らが暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37
沖縄県南部農林土木事務所
所 長 山本 彰裕

乙

別表

1 車名				
2 登録番号				
3 台車番号				
4 台数	1 台			
5 付属品	エアコン パワーステアリング パワーウィンドウ エアバッグ（運転席・助手席） ABS装備 AM/FMラジオ フロアマット 非常用発煙筒 ETC車載器 防錆処理（アンダーコート） サイドバイザー UVカットガラス カーナビゲーションシステム バックガイドモニター ※テレビ受信機能を有しないもの リアフック			